

豊川市立金屋小学校 いじめ防止基本方針

豊川市立金屋小学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

※「いじめ」に当るか否かは、表面的・形式的に判断しない。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 生活サポート委員会

校長、教頭、特別支援コーディネーター、校務（生徒指導主任）、養護教諭、学級担任（臨時）等からなる、不登校、問題行動、いじめ防止等の対策のための生活サポート委員会を設置し、毎月1回開催する。（定期だけでなく、臨時委員会も開催）

(2) 情報交換会

毎週木曜日の一斉下校後、全教職員で各学年の児童について（学年全体や個々の児童）の現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。（事例研究も含む）

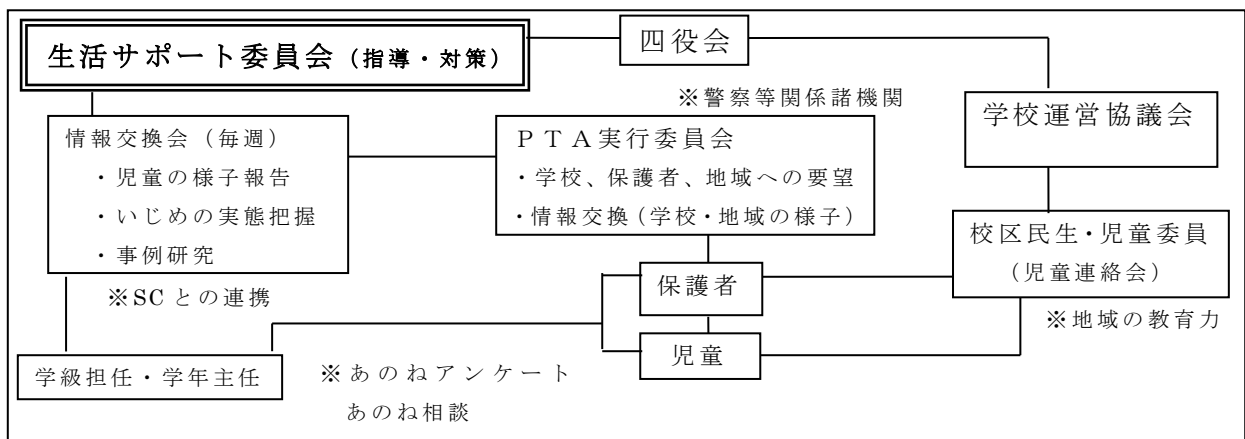
(3) 児童連絡会

各地区の民生・児童委員、金屋中学校生徒指導主事、校長、教頭、教務、校務（生徒指導主任）からなる。学校と家庭・地域での児童の現状や問題行動、いじめについての話し合いを年2回（7月・2月）行う。

(4) 学校運営協議会

学校の通学区内の住民、児童の保護者代表、学識経験者、その他校長が認める者を協議会委員とし、家庭及び地域の連携及び相互補完、地域の特色を生かした教育の推進、地域住民及び保護者からの学校教育に対する多様な要請への対応並びに開かれた学校運営に資するための協議を学期1回（5月・9月・1月）行う。

(5) 連携強化・指導の組織



3 いじめ未然防止のための具体的な取り組み

(1) 学級・学年経営の充実

- ・分かる、できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・「あのねアンケート」や「あのね相談」、Q Uアンケート等に基づいて児童の実態を十分に把握し、あたたかな人間関係づくりに努める。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を育てる。
- ・全ての教育活動で道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- ・「あのねアンケート」で気になる児童やQ Uアンケートで要支援群と位置づけられた児童を全職員が把握し、特に気をつけて配慮する。
- ・毎学期実施する「あのねアンケート」後の教育相談（あのね相談）を行い、児童一人一人としっかり話す時間を確保し、児童理解に努める。
- ・職員の研修や外部の研修に参加をして、力量向上に努める。

(4) ペア交流の実施

- ・ペア学年との交流を通じて、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

(5) インターネット等によるいじめへの対策

- ・全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童と保護者に情報モラル教育（4,5年親子活動）を実施する。

(6) 連携協力体制の整備

- ・中学校や幼稚園、保育園との情報交換や交流学习を行う。（幼稚園・保育園訪問、1年生の生活科の取り組みとして幼稚園・保育園児を招待して交流する。）
- ・各地区の民生、児童委員や金屋中学校生徒指導主事との児童連絡会の実施

4 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市子育て支援課、東三河児童・障害者相談センター、教育委員会、中学校、発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「あのね相談」の実施

毎学期、「あのねアンケート」をもとに教育相談週間（2週間程度）「あのね相談」を設定し、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 情報収集と児童理解

- ・児童の表情や生活態度の変化、休み時間の様子など気をつけて観察する。また、担任外の先生からの情報を聴取し、日記や個人ノートなどから交友関係や悩みを把握する。
- ・保護者からの連絡帳による情報や相談に細心の注意を払い、家庭訪問を行うなどして素早く対応する。
- ・スクールカウンセラーと連携を図り、情報を共有する。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに生徒指導担当か教頭に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、臨時生活サポート委員会を開き、対応を協議する。その後、いじめ防止対策委員会を設け、いじめ問題の解決に向けて組織的に対応する。

(3) いじめの重大さを理解させ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童・保護者への指導、助言を継続的に行う。